

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月 18日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730067

研究課題名（和文） 問題行動の見られる少年・児童に対する法的対応の意義

研究課題名（英文） The Significance of the Legal Response to Juveniles/Children with Problematic Behavior

研究代表者

小西 暁和（KONISHI TOKIKAZU）

早稲田大学・法学学術院・准教授

研究者番号：20366983

研究成果の概要（和文）：本研究では、わが国に関し、問題行動の見られる少年・児童に対する処遇・支援の重要性が明確化されると共に、その方法として、柔軟な行政的対応（多様な行政機関の適切な連携による処遇・支援）の必要性が認識された。また、そうした処遇・支援の法的限界を制度上担保させつつ、必要に応じて一層強力な処遇・支援を実施する上では、司法機関を中心とした「問題解決型裁判所」のような多機関連携のあり方も有効であると考えられる。

研究成果の概要（英文）：In this research, the importance of the treatment and support for juveniles/children with problematic behavior in Japan was clarified, and for those treatment and support, the necessity of flexible administrative response to these juveniles/children (the treatment and support through appropriate partnership among administrative organs) was recognized. And, the way of multiagency partnership led by judicial organs, such as “problem-solving courts,” is considered to be effective, in order to both institutionally secure the legal limitations of those treatment and support and, if necessary, give more powerful treatment and support to juveniles/children with problematic behavior.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、刑事法学

キーワード：少年法、児童福祉法

## 1. 研究開始当初の背景

「非行少年」は、狭義で理解した場合、少年法第3条第1項に規定されている「犯罪少年」（第1号）、「触法少年」（第2号）、「虞犯少年」（第3号）を指すものと考えられる。しかし、広義あるいは一般的な意味で「非行少年」を理解するなら、犯罪や触法行為とい

った刑罰法規に違反する行為を行ってはいないが、虞犯行状は勿論、所謂「不良行為」等の問題行動が見られるような少年・児童も広範に含まれていることとなるだろう。

こうした問題行動の見られる少年・児童には、「虞犯少年」の他、少年警察活動規則第2条第6号に規定されている「不良行為少年」、

児童福祉法第 44 条に規定されている「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」も含まれる。また、学校教育によるインフォーマルな社会統制の場面でも、生徒指導という形で問題行動の見られる児童・生徒・学生に対して指導が加えられ、場合によっては学校教育法第 11 条に規定されている「懲戒」の対象となる。更には、これらの法的概念には包含されないが、家庭や地域社会によるインフォーマルな社会統制の場面でも、問題行動の見られる少年・児童が存在している。

わが国では、「虞犯少年」は勿論のこと、こうした広く問題行動の見られる少年・児童について、適切な対応の仕方がどのようにあるべきか、法学分野からのアプローチはほとんど行われてこなかった。従来の少年法研究は、社会的な耳目の集まり易い殺人、強盗等の比較的的重大な非行にのみ目が奪われていたと言えるだろう。しかし、こうした比較的的重大な非行に走る少年達も、突然重大な非行に走る訳ではなく、様々なリスク因子 (risk factor)・保護因子 (protective factor) が重畳していった結果として、次第に非行性を深化させることになったものと言える。

近年の英語圏の発達犯罪学 (developmental criminology) の研究成果によると、重大な犯罪を行う非行少年は、比較的軽微な問題行動から次第に重大な犯罪へと反社会的行動をエスカレートさせているということが明らかとなっている。また、わが国でも、多くの研究成果で、殺人等の重大な非行には前兆的行動が見られる等の発達犯罪学の成果を裏付ける事実が指摘され始めている。このように、児童虐待、親の不適切な接し方、あるいは劣悪な近隣環境等の様々なリスク因子を抱え、問題行動を発現し始めている少年・児童に対して適切な対応を取るための必要性が指摘されている。「早期発見、早期治療」という医学上の標語が、「早期発見、早期対応」として同様に当てはまると言えるだろう。また、こうした実証的観点からの少年非行対策は、感情的あるいは世論迎合的な対策提案ではなく、エビデンス (科学的根拠) に基づく政策 (evidence-based policy) の提案として必要性が提唱されている。

しかし、過度の干渉・介入は、非行少年・児童も含め、人々の自由な生活に対する大きな脅威となる。したがって、法的な観点から干渉・介入が許容される範囲を明確化する必要がある。こうした法的な検討は、とりわけリベラリズムの「侵害原理」の観点から他者の利益に対する侵害行為を行っていない「虞犯少年」に対する保護処分 (特に行動の自由に対する制約度が高い少年院送致) の意義をいかに理解するのか、を中心にして、少年法の本質の問題にも関わっている。

以上のように、本研究は、多様な法領域に関わると共に、社会学・心理学等にも関係し、学際的なものでもある。わが国では未開拓の研究分野でもあり、実施することには大いに意義があると考えた。

研究代表者は、これまで「虞犯少年」概念の構造の解明、また「虞犯少年」に対応するシステムの分析を中心に研究を行ってきた。こうした研究成果は、論文として公表すると共に、2007 年に、アメリカ犯罪学会で学会発表を行い、英語圏研究者との意見交換を行うことができた。本研究は、こうしたこれまでの「虞犯少年」を中心とした問題行動の見られる少年の研究を少年法以外の法領域にまで拡大し、発展させるものであった。

## 2. 研究の目的

本研究は、問題行動の見られる少年・児童に対する法的対応の意義を明確化することを目的とした。

犯罪や触法行為を行ってはいないが問題行動の見られる少年・児童に対し、少年非行対策として適切な対応を図ることの重要性が近時、証明されてきている。しかし、過度の干渉・介入は、非行少年・児童も含め、人々の自由な生活に対する大きな脅威となる。

そこで、本研究では、(A) わが国における問題行動の見られる少年・児童に対する処遇・支援の重要性とその方法の明確化および (B) 処遇・支援の法的限界の明確化を検討の対象とした。換言するならば、問題行動の見られる少年・児童に対する処遇・支援を少年非行対策として導入する上での必要性と妥当性を俎上に載せるものと言える。

## 3. 研究の方法

(1) 上述の通り、本研究では、(A) わが国における問題行動の見られる少年・児童に対する処遇・支援の重要性とその方法の明確化 (問題行動の見られる少年・児童に対する処遇・支援を少年非行対策として導入する上での必要性の部分) および (B) 処遇・支援の法的限界の明確化 (同妥当性の部分) を検討の対象とした。

①そこで、(A) 必要性の検討について、(a) 国内外の文献を通じたデータの収集、また (b) 国内外の処遇・支援の実態調査 (アンケート調査・インタビュー調査) を通じたデータの収集を行った上で、データの分析、検討を図った。実態調査の対象としては、国内外共に、人的・物的資源が豊富なため刷新的な試みが行われている大都市を抱えた地域に焦点を合わせた。

(a) 国内外の文献としては、主として英語圏での発達犯罪学の文献および問題行動の見られる少年・児童に対する処遇・支援の法整備状況に関する文献が対象となった。な

お、かかる点についての国内の研究成果は多くはないが、網羅的に収集した。とりわけ、発達犯罪学や児童精神医学に関する文献を中心としてデータの収集を行い、国内での研究結果から示されている非行行動との相関性の高い素質的・環境的リスク因子を抽出していった。

収集の方法として、必要な文献は、所属研究機関である大学の附属図書館（英語論文の契約データベースを含む）等の図書館にてダウンロードあるいは複写を行った。また、これらの所蔵にない文献については、インターネット書店を通じて広く海外より新刊本・古書を収集した。さらに、市場に出回っていないデータ類については、(b) のアメリカ合衆国での実態調査の際に、現地の図書館で収集した。

(b) まず、国内の実態調査として、現在、多様な機関が行っている、問題行動の見られる少年・児童に対する対応の実態について処遇・援助の方法と多機関による連携に焦点を合わせながら調査（質問票を用いたアンケート調査・インタビュー調査）を行った。そして、協力の得られた関東地区の神奈川県を調査対象とし、警察（含、少年サポートセンター（神奈川県の場合、「少年相談・保護センター」））、児童相談所、家庭裁判所、学校等を対象として広範に調査を実施した。

また、国外の実態調査として、英語圏諸国のうちでも発達犯罪学の研究が最も発展していると言えるアメリカ合衆国において、国内と同様の調査を試みた。そして、カリフォルニア州のサンフランシスコ郡・オレンジ郡・ロサンゼルス郡を調査対象とし、少年裁判所（Juvenile Court）等を対象として調査を実施した。

以上 (a)・(b) の方法により収集したデータを逐次、分析、検討した。

②次に、(B) 妥当性の検討についても、(a) 国内外の文献を通じた検討課題の収集を行った上で、検討課題を考察した。

(a) 国内外の文献としては、主として英語圏での少年法理論の文献が対象となった。また、国内の研究成果についても網羅的に収集した。

収集の方法としては、上記①の (A) (a) に記載した方法と同様の方法を用いた。

以上 (a) の方法により収集した検討課題もまた逐次、考察した。

(2) そして、最終年度には、3年間で得られた研究結果を基に、研究課題に関する総括を行った。

#### 4. 研究成果

##### (1) 研究の主な成果

① (I) まず、本研究を通じてわが国にお

ける問題行動の見られる少年・児童に対する処遇・支援の重要性が明確化されると共に、実態調査を基に、柔軟な行政的対応（多様な行政機関の適切な連携による処遇・支援）の必要性が認識された。

(II) そして、問題行動の見られる少年・児童に対して多様な行政機関の適正かつ有効な連携（情報連携及び行動連携）による処遇・支援が行われるに際して、どのような方法が取られるべきか明確化を試みた。

この点、まず、少年・児童の発達におけるできる限り早期の段階で、非行行動との相関性の高い素質的・環境的リスク因子（家族関係上の特質等）に対して「予防」的な関わりを持つことの重要性を指摘できる。

ただ、そうした「予防」的な関わりでは、本人や親の意思（自己決定）が尊重されるべきものとなる。したがって、行政機関では、そうした「予防」的な関わりが、あくまでも本人や親の同意に基づいた強制にわたらない「サポート」として実施されることになる。

(III) そこで、次に、本研究では、問題行動の見られる少年・児童に対する処遇・支援の法的限界を考慮しながら、多様な行政機関の適正かつ有効な連携による処遇・支援の実現可能な具体的方法を吟味した。

(i) まず一つの方法として、問題行動の見られる少年・児童に対応する児童相談所・警察・学校等の行政機関間の「非行対応機関ネットワーク」の構築を挙げることができる。本ネットワークを通じて、各機関の対応経験や専門・得意とする対応手段を持ち寄り、問題行動の背景因の解決へと導くことができるものと言える。

新たに本ネットワークを構築することも可能であろうが、本ネットワークは児童福祉法上の「要保護児童対策地域協議会」をも基盤にし得るものと構想している。児童福祉法上の「要保護児童対策地域協議会」は、「要保護児童」として本来、被虐待児童のみならず、非行児童や不登校・ひきこもりの児童も広範に対象にし得る。今後は、一般的に本協議会事務局が置かれ、一次的な対応機関となる市区町村（政令市の場合は行政区）における問題行動の見られる少年・児童への対応能力の向上も図られる必要がある。なお、児童福祉法上、本協議会構成者には守秘義務が課せられているので、少年・児童に関するプライバシーの保護という観点からも適切な連携の仕組みであろう。

さらに、既存の行政機関間の連携制度に従来構成員でなかった機関が新たに参画していくこと（例えば、「学校警察連絡協議会」に児童相談所職員が出席していくこと）も現実的な方策であろう。

(ii) また、問題行動の見られる少年・児

童に対する処遇・支援を「切れ目のない」(seamless)形で実施することも必要である。例えば、「18歳の壁」と言われるように、児童福祉法の適用年齢から外れる18歳以降には、児童福祉行政機関からの支援を受けられなくなり、孤立してしまうという問題が指摘されている。そこで、少年・児童が抱えている問題を深化させないため、18歳以上の青少年教育に関わる行政機関と連携して、対象少年の引き継ぎを行い、「切れ目のない」形で支援を実施できるようにしなければならないだろう。その際には、子ども・若者育成支援推進法の法的枠組み(「子ども・若者支援地域協議会」等)を活用することが望まれる。

(iii) さらに、近年、児童相談所における「非行相談」機能が低下していることが指摘されている。しかし、児童相談所は、上述した非行行動への親和性が高まる素質的・環境的リスク因子に対して「予防」的な関わりを持ち易い行政機関と言える。そこで、児童相談所において、「非行相談」を専門に担当するセクションを設置することも提案したい。こうしたセクションにおいては、児童福祉司等の他、教育委員会や警察と連携して教員退職者や警察官退職者を活用することにより、より多角的な対応が可能になると言える。なお、こうした教員退職者や警察官退職者を嘱託職員として雇用することにより人件費も抑えられるため実現可能性が高い方法ではないかと考えられる。

② (I) 一方、かかる処遇・支援の法的限界を制度上担保させつつ、一層強力な処遇・支援を実施する上では、司法機関を中心とした「問題解決型裁判所」(problem-solving court)のような多機関連携のあり方も有効であると言える。アメリカ合衆国では、「少年薬物裁判所(少年ドラッグ・コート)」(juvenile drug court)・「少年精神衛生裁判所(少年メンタル・ヘルス・コート)」(juvenile mental health court)・「怠学裁判所」(truancy court)等の少年を対象とした「問題解決型裁判所」が運営されている。少年裁判所自体が、最初の「問題解決型裁判所」と評されており、少年裁判所に由来する少年審判制度を備えたわが国でも、成人の「問題解決型裁判所」より実現可能性が高いと言えよう。

(II) さらに、こうした「問題解決型裁判所」の構想を展望的視野に入れながらも、わが国における少年法等の既存の法的枠組みを前提として(したがって、ここで対象となり得る問題行動の見られる少年・児童も「虞犯少年」に限定される)、司法機関(家庭裁判所)を中心とした多機関連携による処遇・支援の実現可能性についても考察を加えた。

そこでは、試験観察・審判に際しての連携、援助依頼の活用などが実現可能な具体的方

法として挙げられる。

(III) ただし、司法機関(家庭裁判所)を中心とした多機関連携による処遇・支援を検討する際には、行政機関との間の「協働」が常に望ましい結果を招く訳ではないということも、問題行動の見られる少年・児童に対する、こうした形での処遇・支援の限界として理解しておく必要がある。

少年・児童の問題行動が重大性を帯びるに従い、比例して一層強力な処遇・支援が必要になると考えられるが、その際には、強制力の行使に対するチェック機能を果たす(「比例原則」に基づく干渉・介入の正当化可否の判断を行う)上でも、司法機関が重要な役割を果たすことになる。そのため、こうした際の公正な判断を可能にする上で、司法機関が本来的に行政機関とは異なる立場に置かれているという状態をきちんと確保しておく必要がある。

勿論、司法機関を中心とした「問題解決型裁判所」のような多機関連携の制度においても、本人の同意を得た上でプログラムが実施されるのではあるが、その際も、司法機関はこうしたチェック機能を明確に果たしながら運用されていくべきものとなる。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

従来の研究では十分に検討されてこなかった領域であったため、本研究を通じてその点を埋め合わせることができたと考えている。

また、児童相談所・学校・警察等、実際に問題行動の見られる少年・児童に日々対応している機関からすると必要性の高い研究課題であったと考えられる。そのため、こうした機関の活動にとっても有用な研究成果が得られたと確信している。

本研究から得られた成果は、今後さらに雑誌論文・学会発表等を通じて国内外に示すことになる。その結果、本研究課題に関する関心が高まり、学界全体で本研究課題に関する研究が推進されていくことも期待している。

(3) 今後の展望

本研究成果を基に、今後はさらに少年を対象とした「問題解決型裁判所」が実現される上での条件等に関して研究を遂行していくことを展望している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

① 小西暁和「精神科医療と少年保護司法システム」早稲田大学社会安全政策研究所紀要

(査読無) 第 3 号 (2011 年) 49-75 頁。

[その他]

研究会報告

①小西暁和「児童相談所を起点とした機関連携」第 26 回早稲田大学社会安全政策研究所定例研究会 (2012 年 2 月 4 日開催) (会場: 早稲田大学)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小西 暁和 (KONISHI TOKIKAZU)  
早稲田大学・法学学術院・准教授  
研究者番号: 20366983